

— 告 知 板 —

学内図書相互利用書の利用について

「学際」という言葉の誕生を見たことによっても知れるように、特に研究分野の細分化の問題ひいては学問の間の問題が重視されるにおよび、それに加えて情報の増加がともなって、文献の利用形態も一部局から数部局へと広がらざるを得ない状態になっている。

こうしたことから、学内相互利用の必要性が生れ、京都大学での各種図書館（室）としても学生および研究者のために、利用範囲の拡大が計られねばならないことは当然といわねばならない。従つて、すでに昭和43年度より附属図書館商議会の議を経て「部局間の図書相互利用の促進」の下に、「学内相互利用書」の様式が作成され実施されてきた。

しかし、最近その相互利用書の発行・利用などの過程で利用者および図書館（室）の双方に、取扱いについての乱れが生じているという指摘が各方面からあり、その正しい利用についてここに改め

てお知らせする必要があると思われる所以、次にその要点を列記し各位の認識の喚起をうながす次第である。

記

1. 相手部局図書館（室）の図書閲覧貸出規則を遵守すること。
1. 希望する図書が自己所属図書館（室）に所蔵されているかどうかをよく調べること。
1. 希望する図書が現に相手部局図書館（室）に在架していることを確認すること。
1. 「相互利用書」の使用は原則として発行当日に限ること。
1. 「相互利用書」の④票は必ず発行した図書館（室）に残すこと。
1. 返却に際しては、返却図書と引換えに渡される「相互利用書」の①票を発行した自己所属の図書館（室）まで持参すること。

開 架 図 書 室 の 拡 張

本館2階北側に位置する開架図書室は、ここ数年来、改裝、更に図書配架スペース拡張と、工事の音が絶えなかった。本年も、昨年に引続いて図書配架スペースの拡張工事が行われ、収容冊数が23,750冊と、従来より約6,000冊増のスペースが得られた。

昭和49・50年度にわたる指定図書費の配付、これに加えて昭和50年度における学生用図書費の大巾な増額が、関係当局及び大学の努力により実現し、格段の資料の充実が行われたものである。

開架図書室としては、この冊数では甚だ不満足

なものであるが、既設の建物に加重する物理的な面の制約などにより、これも止むをえない状況である。

今更いうまでもないが、利用者が直接、これら資料に近付き、手にすることができる開架図書室の充実は、図書館の重要な機能の一つでもあるので、今後の課題として、内容の充実、利用面などについても更に検討していただきたい。

利用者の皆様には、拡張による座席の減少、工事中の閉室など、御迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申上げるとともに、ご理解をお願いいたしたい次第である。